

職員の介護休業等に関する規程一部改正 新旧対照表（案）

新	旧	改正理由等
<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 3 条 理事長は、次の各号に掲げる職員（以下本章及び次章において「職員」という。）が、次条に規定する介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、介護休業を与えることができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 地方独立行政法人神奈川県立病院機構定年前再雇用短時間勤務職員に関する就業規則第 3 条に規定する定年前再雇用短時間勤務職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）</p> <p>(7) （略）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（介護休業の期間等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 契約職員、再雇用職員等、<u>定年前再雇用短時間勤務職員</u>及び非常勤職員の介護休業は、前条に掲げる者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の範囲内とし、1 日又は 1 時間を単位とし、1 時間を単位とする場合には 7 時間 45 分をもって 1 日に換算する。ただし、1 時間を単位とする場合は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終る時刻まで連続する 4 時間の範囲内とする。</p> <p>（勤務時間の短縮）</p> <p>第 6 条 第 3 条に規定する職員及びその他理事長が認めた職員は、利用開始の日から 3 年の間で 2 回までの範囲内で、1 日又は 30 分を単位とし、勤務時間の短縮を行うことができる。ただし、任期付職員、再雇用職員等、<u>定年前再雇用短時間勤務職員</u>及び非常勤職員のうち、勤務時間が 1 日 6 時間未満の者は、この限りではない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 7 条～第 14 条 （略）</p>	<p>第 1 条～第 2 条 （略）</p> <p>第 3 条 理事長は、次の各号に掲げる職員（以下本章及び次章において「職員」という。）が、次条に規定する介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、介護休業を与えることができる。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(新規)</p> <p>(6) （略）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>（介護休業の期間等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>2 契約職員、再雇用職員等<u>及び非常勤職員</u>の介護休業は、前条に掲げる者の各々が同条に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3 回を超えず、かつ、通算して 6 月の範囲内とし、1 日又は 1 時間を単位とし、1 時間を単位とする場合には 7 時間 45 分をもって 1 日に換算する。ただし、1 時間を単位とする場合は、1 日を通じ、勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終る時刻まで連続する 4 時間の範囲内とする。</p> <p>（勤務時間の短縮）</p> <p>第 6 条 第 3 条に規定する職員及びその他理事長が認めた職員は、利用開始の日から 3 年の間で 2 回までの範囲内で、1 日又は 30 分を単位とし、勤務時間の短縮を行うことができる。ただし、任期付職員、再雇用職員等<u>及び非常勤職員</u>のうち、勤務時間が 1 日 6 時間未満の者は、この限りではない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第 7 条～第 14 条 （略）</p>	

新	旧	改正理由等
<p>(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)</p> <p>第15条 所属長は、次条及び第17条の規定に従い、次に掲げる職員（以下、本章において「職員」という。）について、時間外勤務及び深夜勤務を制限するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>定年前再雇用短時間勤務職員</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(時間外勤務及び深夜勤務の制限の対象)</p> <p>第15条 所属長は、次条及び第17条の規定に従い、次に掲げる職員（以下、本章において「職員」という。）について、時間外勤務及び深夜勤務を制限するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p> <p>(6) (略)</p> <p>第16条～第18条 (略)</p>	